

# 今別町水道スマートメーター及び水道検針自動化サービス（クラウドシステム）に関わる 公募型プロポーザル実施要領

今別町水道スマートメーター及び水道検針自動化サービス（クラウドシステム）について、公募型プロポーザル方式により、最適な者を選定する手続き（以下「本手続」という。）を次のとおり実施するので、地方自治法（昭和22年度法律第67号）第234条第1項の規程による随意契約の方法により契約を締結するため次のとおり提案を募集する。

## 1. 目的

水道の利用状況を遠隔から確認する環境整備と活用により、水道事業のデジタル化（自動検針・異常水量の発見と通知・需要家への使用量web公開等）に資する事業運営により、水道需要家サービスの向上と水道事業経営の効率化を図ると共に水道使用量を利用した住民サービスの向上と提供を図ることを目的とする。

## 2. 公募する提案の概要

- (1) 事業名称 今別町水道スマートメーター及び水道検針自動化サービス（クラウドシステム）
  - (2) 事業内容 別添「今別町水道スマートメーター及び水道検針自動化サービス（クラウドシステム）仕様書」の通り
  - (3) 契約期間 契約締結日から令和8年3月17日まで
  - (4) 提案上限額 40,265,500円（消費税および、地方消費税を含む）
- ・電子式水道メーター13mm 1,080個
  - ・電子式水道メーター20mm 130個
  - ・電子式水道メーター25mm 25個
  - ・電子式水道メーター30mm 10個
  - ・電子式水道メーター40mm 15個
  - ・電子式水道メーター50mm 15個 計1,275個
  - ・無線端末付き遠隔カウンターまたは遠隔カウンターと無線端末のセット1,275個  
（ただし、積雪時等でも正常な通信ができるもの。）

## 3. 受託者選定方法

公募によるプロポーザル方式

## 4. 参加資格

次の掲げる要件を全て満たしている者であること。

- (1) 青森県内に、本社、本店若しくは、契約権限を委任された支店、支社又は営業所があること。
- (2) 水道スマートメーターおよび水道検針自動化サービス（クラウドシステム）を自社製品として提供と運用ができること。
- (3) 水道スマートメーターおよび水道検針自動化システム（クラウドシステム）の提供と運用の実績を有していること（試験運用も含める）。
- (4) サービス提供するクラウドシステムは通信キャリア各社が運営するセルラーネットワークによるLPWA通信網を用いること（回線接続が可能なこと）。

- (5) 国税、都道府県税および、市町村民税を滞納していないこと。
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当しないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく公正手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続き開始の申立て、または破産法（平成16年法律第75号）による破産手続き開始の申立てが行われている者でないこと。
- (8) 公告から受託者を決定する日まで、今別町入札参加資格者に係る指名停止等措置要領の規定による指名停止措置の対象となる行為をしていないこと。また、他自治体においても同様の停止措置の対象となる行為をしていないこと。
- (9) 今別町暴力団排除条例（平成23年今別町条例第16号）第2条に該当しないものであること。

## 5. 選定スケジュール（予定）

募集要領等の告示日	: 令和7年6月18日（水）
質問受付締切	: 令和7年6月24日（火）16時まで
参加表明書提出期限	: 令和7年7月2日（水）16時（必着）
参加資格確認結果の通知	: 令和7年7月9日（水）（発送予定）
企画提案書の提出期限	: 令和7年7月17日（木）16時（必着）
プレゼンテーション	: 令和7年7月25日（金）（予定）
選定結果通知	: 令和7年8月上旬（予定）

## 6. 質問および、回答

質問がある場合、下記のとおり提出すること。

### (1) 質問の提出方法

1) 提出書類：質問・回答書（様式第3号）

2) 提出方法：電子メールによる

提出に際し、電子メール標題には公募名称を付して提出を行い、必ず返信先と電子メールアドレスを明記すること（明記無き場合、回答は行わない）。

3) 受付期限：令和7年6月24日（火）16時まで

4) 提出先：今別町役場 産業建設課

5) アドレス：suidou@town.imabetsu.lg.jp

## 7. 参加意向表明書の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、下記のとおり提出すること。

### (1) 提出書類 各1部

1) 水道スマートメーター及び水道検針自動化サービス（クラウドシステム）に関する公募型プロポーザル参加表明書（様式第1号）

参加資格を証する必要な書類は写しを添付すること。

2) 会社概要（任意様式で可）

会社案内等のパンフレットも可とする。

文字フォントはゴシック体・明朝体の何れかとして、サイズは11ポイント以上とする。

ただし、パンフレット・挿入図等に注釈表記される文字等については除く。

### (2) 書類作成上の留意事項

- 1) 原則、A4版としてページ数の制限は特に定めないが簡潔にまとめること。
- 2) 参加意向申請書・添付書類は白黒・カラー印刷を問わない。
- 3) 挿入図等でA3版を使用する場合、片袖折として綴じること。
- 4) 参加意向申請書類一式はA4フラットファイルにインデックスを付して順番に綴じること。

(3) 提出方法・期限

令和7年7月2日(水) 16時(必着)

郵送若しくは、持参の何れでも可とするが期限は同じとする。

(4) 提出先

今別町役場 産業建設課

住所 〒030-1502 青森県東津軽郡今別町大字今別字今別 167 番地

8. プロポーザル参加資格の確認

提出された参加表明書等に基づき、プロポーザル参加資格の確認を行う。参加資格確認結果は、令和7年7月9日(水) 16時までに参加表明申請者全員に電子メールで通知する。

9. 企画提案書類および、参考見積書の作成・提出

(1) 提出書類

1) 企画提案書(任意様式で可)

サイズはA4版(縦横自由)原則40枚以内(表紙・目次・前文等を含め)で両面印刷可とする。

各ページにページ番号を付し、図の挿入、文字フォント・サイズ、白黒・カラー印刷は問わない。

2) 実施体制

企画提案書には、業務内容および、実施体制について記載すること。

3) 工程表

企画提案書には、工程表を記載すること。

4) 見積書(様式第6号)

今別町長宛に次の見積書を1部提出すること。

①本業務に係る見積金額を記載した見積書

②年度毎のサービス提供における見積金額を記載した見積書には、機器類・システム等の物品、据付・作業等の労務費、雑材・消耗品・業務に係る経費など、積算内訳を記載すること。

(2) 提案内容

別紙「今別町水道スマートメーター及び水道検針自動化サービス(クラウドシステム)に関わる公募型プロポーザル評価基準」を踏まえ、具体的な記載とすること。

(3) 提出方法・期限

令和7年7月17日(木) 16時(必着)

郵送若しくは、持参の何れでも可とするが期限は同じとする。

(4) 提出先

今別町役場 産業建設課

住所 〒030-1502 青森県東津軽郡今別町大字今別字今別 167 番地

(5) 提出部数

10部(1部ずつA4版フラットファイルに綴じること)。

(6) その他

プロポーザル参加表明書を提出後、提出期限までに企画提案書類および、参考見積書の提出がなされない場合は、参加を辞退したものとみなし、提出済み書類は返却しない。

10. 事業者の選定

プレゼンテーションの実施は次の通りとする。

- (1) 実施日時：令和7年7月25日（金）13時00分から順次開始
- (2) 実施場所：今別町役場 会議室（議場）
- (3) 実施時間：1社40分程度（提案説明30分以内、質疑応答10分以内）
- (4) 出席者（説明者）：3名以内とする。説明及び質疑に対する回答を行う。
- (5) 実施方法：特に制約は設けないが、説明の際にパワーポイント等を使用する場合は、必要な機材は各自持参すること（プロジェクター・スクリーンは除く）  
または、特に制約は設けないが、機材（プロジェクター等）を利用して説明する場合、説明に必要な機材の搬入出・設営・操作については、事業者側の責にて各自行うこと。主たる説明員にてプレゼンテーションを行うものとし、必要に応じて補助説明員を認める。  
なお、質疑応答においては回答者の発言制約は行わない。

(6) 選定方法

別紙「今別町水道スマートメーター及び水道検針自動化サービス（クラウドシステム）に関わる公募型プロポーザル評価基準」に基づき、評価委員会が企画提案書類とプレゼンテーションにより提案内容を評価し、評価結果に対する審査委員会の審査を経て、受託候補者を選定する。

評価委員会は、契約上限額額の範囲内で、合計点が最も高い提案書を受託候補者として選定する。

参加者が1社の場合でもプレゼンテーションは実施するものとし、審査委員会の審査を経て、受託候補者を選定する。

なお、複数の参加者で同得点の者がある場合、各評価委員の最高評価点を獲得した数が多い提案として、更に同数となる場合には、同得点の提案者の中から各評価委員の多数決により選定する。

審査結果通知は、令和7年7月25日（金）にプレゼンテーションを実施した全事業者へ電子メールにて通知を行う。結果通知の内容に対する異議申し立てについては一切応じない。

(7) その他

プレゼンテーションは提出された企画提案書に基づいた内容として、提案説明途中における提案内容の変更や記載内容以外の追加提案、新たな資料の追加配布は認めない（これらの行為は提案内容の減点、評価無効として取り扱うこともある）。

提出された提案書等は、いかなる審査結果としても返却は行わない。

プレゼンテーションについての評価や審査内容に関する質疑については一切応じない。

11. 契約の締結

- (1) 契約書作成の要否：要
- (2) 契約保証金：今別町財務規則による
- (3) 前払金：無
- (4) 受託候補者選定後、仕様書の内容と提案された内容を基に、本町との協議により随意契約を締結する。
- (5) 交渉の結果、受託候補事業者との契約に至らない場合は、次点の事業者と交渉を行う。

- (6) 契約締結後においても、失格事項または、不正と認められる行為が判明した場合は、契約の解除ができるものとする。

#### 1 2. 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
- (2) 提出書類が仕様書に示された条件に適合していない場合。
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (4) 選定結果に影響を及ぼすような不正な行為を行ったもの。
- (5) その他、社会通念に照らし、失格にあたる事由があると認められる場合。

#### 1 3. その他留意事項

- (1) 提案・プレゼンテーション等に要する一切の費用は、提案者の負担とする。
- (2) 提案者は、参加表明書の提出をもって、実施要領等の記載内容および、条件等の一切を承諾したものとみなす。
- (3) 提出書類は返却しない。
- (4) 提出期限以後の書類の提出、再提出、記載内容の修正および、変更は認めない。  
ただし、特別に町が認め、指示した場合は除く。
- (5) 本プロポーザルに係る情報公開請求がある場合、今別町情報公開条例に基づき、審査結果に関して公開する場合がある。
- (6) 提出書類に虚偽の記載をし、プロポーザルが無効とされた場合、その者に対して指名停止措置を行うことがある。
- (7) 提案者が1社の場合でも本プロポーザルを実施し、審査のうえ選定結果は有効とする。

#### 1 4. 担当部署（提出・問い合わせ先）

〒030-1502

青森県東津軽郡今別町大字今別字今別 167 番地 今別町役場 産業建設課

連絡先：0174-35-3007（直通）

F A X：0174-35-2298

電子メール：suidou@town.imabetsu.lg.jp